

縁結び応援企業実施要領

第1 目的

結婚を希望する従業員を応援する企業等を「縁結び応援企業」として募集登録し、県や市町村が実施する結婚支援事業の情報を提供することにより、企業等が行う結婚を応援する活動を支援する。

第2 縁結び応援企業の役割

縁結び応援企業の役割は、次のとおりとする。

- (1) 従業員に対し、県や市町村が実施する結婚支援事業の情報を提供する。
(やまなし縁結び応援センター・市町村結婚相談所・出会いイベント等の情報提供)
- (2) 県が行う結婚支援事業への協力を行う。

第3 縁結び応援企業の要件

縁結び応援企業は、次の(1)及び(2)のすべてを満たす企業等(宗教法人(団体)及び政治団体並びに結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とするものを除く。)とする。

- (1) 県内に事務所又は事業所等を有する企業等
- (2) 企業等の名称・所在地(市町村名)を県のホームページ等で公開することに同意した企業等

第4 縁結び応援企業の募集及び応募

- (1) 県は、ホームページ等で縁結び応援企業の募集を行う。
- (2) 縁結び応援企業登録を希望する企業等は、「縁結び応援企業登録申込書」(第1号様式)を県に提出するものとする。
- (3) 登録を希望する場合、登録料等は要しないが、登録に関して必要な郵送料等の費用は応募者が負担する。

第5 縁結び応援企業の登録

- (1) 県は、書類審査により登録申込みの内容を審査し、縁結び応援企業として適当であると認めたときは登録を行うこととする。
- (2) 県は、縁結び応援企業に登録したときには、登録証を交付するものとする。

第6 縁結び応援企業登録の抹消

次に該当する場合は、縁結び応援企業登録を抹消することとし、登録証を速やかに返還するものとする。

- (1) 企業等から登録を辞退する申し出があった場合

(2) 縁結び応援企業として不適切な行為が認められた場合

第7 個人情報の適正な取扱い

縁結び応援企業は、当事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱わなければならない。縁結び応援企業でなくなった後においても同様とする。

第8 縁結び応援企業への費用

縁結び応援企業は無報酬とする。

附則

この要領は、平成28年4月13日から適用する。

附則

この要領は、令和6年9月20日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の第5（1）の規定により行われた登録及び改正前の第5（2）の規定より交付された登録証は、なおその効力を有するものとし、登録証中「婚活応援企業」とあるのは、「縁結び応援企業」と読み替えるものとする。